

2022年4月1日

18歳から大人に!

できることが増えるからこそ
気をつけよう、消費者トラブル。

2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

何が変わるの?

成人として契約を一人で結ぶことができるようになります。

- 例 携帯電話を購入する。
- アパートを借りる。
- クレジットカードを作る。



どんなことに 気をつけたらいい?

成人として扱われるため、

契約を取り消すことができなくなります。

契約の知識や社会経験が乏しく、

契約に慣れていない18歳、19歳の

消費者トラブルが心配されています。

契約や買い物は**しっかりと考えてから行いましょう。**



「困ったな」と思ったら相談を!

契約に関する専門知識等を活用し、相談員が問題解決に向けたアドバイスをします。

消費生活相談窓口
(消費者ホットライン)

電話:局番なしの **188**

岡山県消費生活センター

電話: **086-226-0999**
火~日曜日9:00~16:30 祝日、年末年始を除く

こんなトラブルに注意!



健康食品等の「定期購入」のトラブル

事例 「お試し」「1回限り」のつもりが、定期購入に!?



・購入する前に契約内容や条件をよく確認しよう。
「自動継続」、「〇回以上の継続が必要」等



美容医療サービスのトラブル

事例 10万円のつもりが70万円の契約!?



・即日契約や施術は避けよう。

事例

二重まぶた形成術を受けたが、腫れが引かない。



・施術前にリスクや副作用の確認をしよう。

「もうかる」はずが 残ったのは借金

事例 友人から「絶対もうかる」と誘われ、
借金までして50万円の資産運用ソフトを
購入したが、全くもうからない。



・友人や知人から勧誘されても、
必要のない契約はきっぱり断ろう。
・借金をしてまで契約すべきものかどうかよく考えよう。



怪しい副業・ アルバイトのトラブル

事例 SNSで副業の広告を見て、
高額なサポートプランの契約をした。



・副業・アルバイトにあたって「手数料」「登録料」等を
請求されたら要注意!

消費者庁
「18歳から大人」
特設ページ



消費者庁LINE公式
アカウント
「若者ナビ!」



政府広報オンライン
「成年年齢引下げで
変わる変わらないこと」

